

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成21年第12回定例会

平成21年12月4日

新宿区教育委員会

## 平成21年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成21年12月4日(金)

開会 午後 2時06分

閉会 午後 4時06分

場 所 新宿区役所5階大会議室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	教 育 長	石 崎 洋 子

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 柳 俊 彦	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛

### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

## 議事日程

### 議 案

- 日程第 1 議案第 5 0 号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議案第 5 1 号 新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 議案第 5 2 号 第八次 学校適正配置計画の基本方針について
- 日程第 4 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度新宿区立幼稚園及び子ども園の学級編制方針の一部変更について

### 報 告

- 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行について（教育政策課長）
- 2 平成 2 1 年第 4 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 3 牛込 A 地区学校適正配置 統合協議会設置に対する意見・要望等について（副参事「学校適正配置担当」）
- 4 その他

開 会

白井委員長 ただいまから平成21年新宿区教育委員会第12回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名は、熊谷委員にお願いします。

議案第50号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正  
する規則

議案第51号 新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正す  
る規則

白井委員長 それでは、議事に入ります。

まず、「日程第1 議案第50号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第2 議案第51号 新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」について、一括して説明を受け、質疑及び採決を行います。

説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 では、まず第50号議案について御説明いたします。

新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則ですが、幼稚園教育職員の給料表の改定に伴い、園長の管理職手当の額が3級の最高号給の100分の20を超えることとなるため改定するものです。

幼稚園園長の管理職手当は、条例でその者が属する職務の級、これは第3級に当たりますが、その最高号給の100分の20を超えない範囲内の額と規定されております。今回、最高号給の額が45万5,900円なので、計算いたしますと9万2,780円となり、現行の額がこの金額を超えているため、100円未満を切り捨てて9万2,700円とするものです。施行日は平成22年1月1日です。

次に、第51号議案について御説明します。

新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則ですが、幼稚園教育職員の給与に関する条例による地域手当の支給割合の上限の改定に伴いまして、現行より1%引き上げ17%に改めるものです。施行日は平成22年1月1日です。

以上です。

白井委員長 説明が終わりました。

議案第50号及び議案第51号は、内容が関連する議案ですので、一括して討論、質疑及び採決をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 それでは、議案第50号及び議案第51号を一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問をどうぞ。

よろしいでしょうか。条例に基づいて規則の改定ということですので、特に御意見、御質問がなさそうですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第50号及び議案第51号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第50号及び議案第51号は原案のとおり決定いたしました。

議案第52号 第八次 学校適正配置計画の基本方針について

報告3 牛込A地区学校適正配置 統合協議会設置に対する意見・要望等について

白井委員長 次に、「日程第3 議案第52号 第八次 学校適正配置計画の基本方針について」について説明を受け、質疑及び採決を行います。

ここでお諮りします。

まず、今回報告3として、「牛込A地区学校適正配置 統合協議会設置に対する意見・要望等について」は、議案第52号と関連しますので、議案の説明に引き続いて報告を受け、両方について討論及び質疑を行った後、議案第52号の採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 それでは、そのように進めます。

議案第52号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 では、第52号議案について御説明します。

第八次 学校適正配置計画の基本方針についてです。牛込A地区の小学校については、平成19年度に設置した牛込地区学校適正配置に関する懇談会の意見書に基づき、平成20年8月、教育委員会に報告した牛込地区学校適正配置の考え方と取り組み方針により、これまで取り

組んできました。

本日、牛込A地区の小学校についての適正配置と適正規模を確保し、教育環境の向上を図るため、裏面の記載のとおり、津久戸小学校と江戸川小学校の適正配置を円滑に推進するため、両校の関係者等からなる統合協議会を設置し、統合の時期その他統合に関して必要な事項について協議することを提案するものでございます。

また、学校適正配置に対して、本日までに教育委員会及び区議会あてに陳情書等が出されております。各委員のお手元にはその写しを配付しております。この後、さらに報告の中にあります牛込A地区学校適正配置 統合協議会設置に対する意見・要望等について、本日資料についておりますが、事前に各委員にはお目通しをいただいているものでございます。

どうぞ御審議のほど、よろしく願いいたします。

次長 この学校適正配置計画の基本方針については、従来であれば、統合を前提にしました議案を提案するところでございますが、今回、両校のPTAの合意が必要であるという従来のやり方と異なりまして、変則的な提案をさせていただきました。

今回、江戸川小の入学希望者が昨年度に引き続き10人前後と予想される状況をかんがみまして、教育委員会が津久戸小学校の保護者の皆様方に、今回の統合につきまして御意見をお伺いするという事で、皆様方の御意見をアンケートという形でとらせていただきました。

御意見をいただいた中で、今後、統合協議会で初めて議論ができるような内容が多々ございましたので、今回につきましては変則的でございますが、学校適正配置計画の基本方針といたしましてまず統合協議会を設置し、その統合の時期、その他統合に関して必要な事項について協議する、このような形で提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

白井委員長 では、続いて、報告3の報告をお願いします。

副参事（学校適正配置担当） それでは、報告3を資料に基づいて説明いたします。

牛込A地区学校適正配置 統合協議会設置に対する意見・要望等についてということでございます。牛込地区の説明会は今年度に入りまして6月から始めたわけですが、さかのぼること平成19年10月から牛込A地区、B地区ともに、牛込地区の地域代表から成ります構成員で、牛込地区学校適正配置に関する懇談会というものをも立ち上げてまして、その中で牛込地区の小学校、中学校をこれからどうすべきかということを議論しました。そして、平成20年2月に意見書という形で御意見をいただきました。その中で、牛込A地区の小学校につきましては、学校の適正規模について、懇談会では子どもたちにとってある程度の人数

を確保し、複数学級でクラス替えのできる規模が望ましいという意見が大勢を占めたということでございます。一方、単学級で小規模校は、子どもたちに教師の目が行き届くので問題はないという意見もございました。

そして、このA地区の小学校の学校適正配置を進めるに当たっては、留意点が2点ほど指摘されました。第1に、学校適正配置を進めるに当たっては、単純に数合わせだけの統廃合は行わないこと、また、学校の主役は子どもたちであり、子どもたちのことを一番に考えて進めるべきである、あわせて、これからの学校は地域コミュニティの核としての機能や防災拠点としての機能を充実する必要がある。

第2に、適正配置の検討に当たっては、通学距離や安全に配慮すること、保護者にとっては近くの学校に子どもたちを通わせたいという希望があるのは当然で、通学路や放課後の安全対策に十分配慮した学校づくりをお願いしたい。さらに、検討に当たっては、小学校の適正配置であれば幼稚園等、中学校の適正配置であれば小学校の保護者など、直接影響を受ける関係者の意見を聞くべきであるということでもございました。

この意見を受けまして、牛込地区の適正配置の説明会が行われたということもございます。平成20年8月26日には臨時教育委員会において、統合対象校及び取り組みの方針を報告させていただきました。その後、20年9月から育成委員会、それから同窓会、それから町会の皆様方に取り組み方針を説明してまいりまして、その後、津久戸小PTA実行委員会等、順次説明してきたわけでございます。

ところが、2月27日、津久戸小学校のPTA総会におきまして、事前アンケートの投票を開票した結果、反対多数ということで、津久戸小の保護者の皆様には統合協議会の設置に対する合意が得られなかったという結果でございます。江戸川小学校におきましては、PTA総会において統合やむなしと苦渋の決断をされたという結果でもございました。

今年度に入りまして、6月13日に、津久戸小学校において適正配置説明会を実施し、このときは保護者の方等19名の参加でございました。それから、7月4日に同じく適正配置説明会を実施し、このときは22名の保護者等の参加と、それから8月29日が6名、31日が5名という状況です。

今年度から、適正配置の説明会におきましては、教育委員会が責任を持って主体的に取り組みを行ってきました。この理由は、昨年、説明会におきまして、PTAの会長さんを始め、役員の方に多大な御負担をおかけしたという反省に基づきまして、今年度は教育委員会が責任を持って行うということでも進めてまいりました。さらにもう一つ、説明会の概要を全保護

者の方にお配りする際に、全保護者の方から意見もいただけるような形をとりまして、その意見の回答を次回の説明会でまた説明させていただくという方法をとりました。

今回、このように教育委員会が主体となって全保護者の方に御意見を直接お伺いするという形をとりましたけれども、具体的には、参考資料の重要という2枚目の用紙でございます。この用紙は前回の教育委員会で御報告いたしましたけれども、2月のPTA総会にて、江戸川小学校は統合やむなしの苦渋の決断をされたこと、このとき選択制の結果が出まして、22年度の入学予定者について、津久戸小学校が53名、江戸川小学校が15名という結果になりました。例年、過去5年間の実績を見ますと、この数値から両校とも5名から10名程度児童数が減ってしまう状況がございましたので、来年度の入学予定者が、江戸川小学校が10名程度になるのではないかと懸念される状況となりました。そして、説明会の回数を重ねるごとに参加者も少なくなり、また説明会での質問も統合協議会で決めることが多くなってきたために、統合協議会を早急に立ち上げて、その中で両校の代表、学校関係者の方がお集まりになって進めていくことが望ましいだろうということで、直接保護者の方に意思を確認したということでございます。

報告3にありますように、統合協議会設置に対して意見のある方は出してください、それから、この統合協議会の設置に向けて意見のない方は出さなくても結構ですという形で行いました。結果は、津久戸小学校が世帯数199世帯のうち、意見の回答のなかった方が128世帯、意見の回答をいただいた方が71世帯ということでございます。

71世帯の意見の中で、それぞれ複数御意見がございますが、一番多かった意見は、やはり昨年度と違う方法で進めることに反対である。昨年度はPTAのアンケートによって、PTA総会で合意を決めたということです。2番目に多かったのは、統合して入学された方以外が卒業するまで統合を待つべきであるという意見が24件ありました。3つ目が、江戸川小学校を廃校にして、津久戸小に吸収合併すればよいという意見が16件ありました。その他には、統合のビジョン、計画が事前に示されていないという御意見が9件、それから、統合協議会の設置基準や決定方法を明確にすべきであるという意見が5件というような内容です。

次に、江戸川小学校ですが、江戸川小学校は聞き方が少し異なりまして、「牛込A地区学校適正配置（津久戸小と江戸川小との統合）に関する今後の流れに対する意見・要望について」ということで、江戸川小学校の世帯数は64世帯ございまして、意見・要望の回答がなかった方が46世帯、今後の流れに対して意見・要望のあった方が18世帯ということでございます。一番多かった意見が、対等合併ということで仕方なく受け入れたが話が違う。これは地

域で津久戸小学校に吸収されるというようなうわさが立ちまして、それに対して話が違うというようなことでお怒りの意見でございました。2番目に、少人数の教育に満足している。現状の教育に対し特に不満はないという方が8件。それから、両校の合意なく統合協議会を立ち上げるのは反対という方が6件。地域の歴史や文化、コミュニケーション等は守っていかなくてはいけないという方が3件という内容です。

具体的には、資料の次のページから、それぞれの御意見をそのまま載せてございます。既にご覧いただいておりますので、説明は控えさせていただきますけれども、このような御意見が来たということでございます。

以上でございます。

白井委員長 説明が終わりました。

議案第52号及び報告3について、御意見、御質問をどうぞ。

松尾委員 今回の統合は、津久戸小、江戸川小の統合に関する統合協議会設置に関する議案であり、ただいまの説明で、それに至る経緯について詳しくお話しいただきましたが、そこにおけるその統合協議会設置に至る基本的な原則あるいはその判断に至った数値的な基準等についても御説明いただけませんか。

副参事（学校適正配置担当） 基本的な原則の御説明をいたします。

新宿区では、平成4年7月に「新宿区立学校の適正規模、適正配置及び学校施設のあり方等について」という答申が教育委員会に出されまして、この答申の考え方に基いて適正配置を進めてございます。

適正配置の基本的な考え方につきましては、大きな点を申し上げますと、統合対象校につきましては、150人程度を下回る学校を統合の対象とするということが明確にうたわれております。それから、小学校の統合に当たっては、現状の学区域を基本に組み合わせを考えるとございます。隣接する2校の学校規模がともに存置の目安を下回る場合は、この2校の通学区域をあわせ1校の通学区域とするということがうたわれ、その中に、もう一つ、存置の目安を下回る学校に隣接する学校がないときは、地域ブロック、通学距離、隣接校の規模が指定校変更申請等の実態を考慮して、最も適当と判断できる隣接校と統合を行う。この場合、基本的には2校の通学区域をあわせるが、実態により通学区域の一部を見直すことがあること。それと大きな点が、おおむね通学距離が1キロメートルとする。

これは、新宿区全体を見まして、各地域ごとに統合を行った場合に、2つの学区域が1つになるわけですから、どちらの学区域から通学しても通学距離がおおむね1キロ程度になる

ような配置を考えております。それから、区全体としてそれを配置していくわけですから、たまたま隣接する2校が統合対象といっても、その2校のうちどちらかの校地に配置していくわけで、最終的に残った形が新宿区内全体で、小学校はどこから通っても大体1キロ程度は網羅されるようなイメージで考えております。

今回、牛込のA地区につきましては、説明会でも御意見がございましたけれども、鶴巻小学校が当時150人を少し超えるような児童数でございました。しかし、鶴巻小と江戸川小を考えた場合は、そのどちらかに学校を配置した場合、その全体の学校の配置という観点からしまして好ましくない。またどちらが校地になっても大体1.5キロの通学距離になるので、津久戸小学校が江戸川小学校との対象校となったという経緯でございます。

適正配置では学校の児童数ということがありますが、今、基本的に考えていますのは12学級から18学級、1クラス当たり30人の人員で計算して360人から540人が標準の学校規模ということで、その規模を目指して配置を考えているということでございます。

従来のやり方を変えた理由でございますけれども、今まで統合協議会を設置するに当たりまして、両校PTAの合意は必要だということで進めてまいりましたが、昨年やってまいりまして余にもPTAの負担が大きかったということがございます。これ以上保護者等に負担をかけられないため、教育委員会が直接意向をお伺いして判断をさせていただいたということでございます。どうしても賛成される方、反対される方で摩擦が生じますので、それは好ましくないので、今回、教育委員会事務局が直接意向を伺って提案させていただいたということでございます。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

松尾委員 ただいまの御説明の中で、学校の子どもの児童数について、江戸川小の児童数が極めて少ないということですが、現在少ないからといって将来にわたって少ないとは言えないわけですから、今後の人口がどのように変動していくかによって変わってくると思いますけれども、そのあたりの調査等は行われておりますでしょうか。

副参事（学校適正配置担当） 江戸川小学校の推計値でございますが、今年度が78名で、来年度が、これは東京都推計でございますけれども84名、それから23年度が81名、24年度が92名というようなことでございます。実際、今回のこの推計を持っていますが、今の6年生が15人おりまして、来年の入学予定者が現在15人ということですが、想定では10人前後に減り、従って児童数が減ってしまうというような状況が起きてくると考えております。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

羽原委員 11月17日付で保護者の方に配った「統合協議会設置に対する意見・要望について」の説明書きの中に、統合協議会が設置された場合には、津久戸幼稚園の平成22年度の4歳児クラスを存続することも可能となるとありますが、この意味合いはどのようなことですか。

学校運営課長 小学校に併設する幼稚園に関しましては、基本的には小学校の適正配置に連動してその区立幼稚園の適正配置を進めるということが、先ほど副参事から説明しました平成4年度の答申の中にあわせてうたわれております。従いまして、今回、両校の適正配置に向けた配置計画の基本方針を打ち出す中で、この適正配置が完了するまでの間学級編制を継続する、このような意味合いで書かせていただいたというものでございます。

羽原委員 念のためですが、この文面は統合協議会がいかにも条件のような印象を受けますが、直接の関係ではないということですか。

学校運営課長 直接関係するかしらないかという御質問でございますが、基本的には、先ほど申し上げました小学校に連動した形での対応をとるというものでございますので、議案の53号で、この後審議をいただくものでございますが、編制方針の一部変更についてをあわせて提案をさせていただいたということでございます。

羽原委員 少し言葉が足りないというか、説明不足であって、リンクするならリンクするというをもっと説得力のある内容にしないと、僕が見てもわからないけれども、保護者の方にもわかりにくいのではないかなという印象です。このようなことは言葉が足りないと誤解につながるから、なるべく十分な説明、納得のいくような表現がいいと思います。

次長 ただいまの幼稚園の学級編制基準につきましては、今の段階で統合協議会が立ち上がらない場合には、従来からしますと編制基準に基づきまして休学級になります。今この統合協議会を設置するための準備を進めていきませんと、来年の4月にはその基準で適用いたしますので、結果的に申し上げますと、津久戸幼稚園は休学級になってしまいます。そのようなこともありますので、この時期に皆様方からアンケートをいただき、統合協議会をもし設置できるのであれば、その設置に基づいて幼稚園についても休学級ではなくて存続させたいと、このような考え方で、記載をさせていただきました。

白井委員長 それについては、保護者の方に誤解を招いたというようなことが保護者からの陳情書や反対の意見の中に記載されており、拝見していますけれども、事務局としては、幼稚園存続という意向を持って11月のときにお話ししたという場面があったということですか。

副参事（学校適正配置担当） そうです。11月にこの用紙を配るに当たって事前の説明会を

行ったときも、やはりこの幼稚園の記載が統合協議会設置の駆け引きにされているという誤解を招きました。しかし、これは客観的事実として、教育委員会内部でこの幼稚園の問題もあるという事実をお伝えするという必要だと考えましてこれを載せております。保護者の方は、そこはやはりこれが駆け引きの材料だということを言われますけれども、もしこれを全く載せずに統合協議会だけのことでやりまして、仮に統合協議会が立ち上がらない、あるいは立ち上がったという結論が出る時期が後になることによってどのようなことになるかということを考えた場合、それを知っていれば先にやればよかったのではないかというような意見が出るのではないかと考えまして、やはり明らかな事実として、それも含めて判断をしていただきたいということで載せてございます。

教育委員会として最終的に、この牛込A地区に公立の幼稚園が必要なのかどうかということもやはり判断していかなければならない事項であると考えております。要望の中にも、公立幼稚園を残してほしいという保護者からの御意見もあり、大切にしたいと考えました。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ございませんか。

羽原委員 どうするかは別の問題として、津久戸小学校と江戸川小学校の建物の耐用年数、あるいは使える年限はいつごろまでか、もしわかりましたら教えてください。

教育施設課長 津久戸小学校に関しましては、19年度に耐震工事を行いました。その結果、一般的には、耐震工事を行えば大体20年ぐらいは利用するというのが普通ということとなります。その間、やはり維持管理の経費は必要となります。新宿区の場合は、計画修繕という形で実行計画の中でも位置づけているということでございます。

ちなみに、津久戸小学校の場合は、ほかの学校も同様ですが、2026年まで、大体20年間ぐら이의推定をしています。この20年間でどれくらい計画修繕が必要か、計画修繕の中身は屋上防水や外壁補修、空調補修、校庭改修などでございますが、津久戸小学校の場合は1億6,400万ぐら이를推定しております。そのほか、維持管理ということであれば、計画的なものだけではなく突発的なものもございまして、それを一般修繕といいますが、大体それは20年間で数千万円ということになると思いますので、それを合わせると20年間で約2億円ぐらいかかるということ、年に直せば大体1年で1,000万ぐらいい。修繕のある年とない年がございまして、このような形になっています。

松尾委員 今回、教育委員会が方針を変更しようという部分について、保護者同士の摩擦ということが大きな理由としてあるということですが、それがどの程度深刻な問題であるのかについてもう少し何らかの御説明をいただけるとありがたいですが。

次長 先ほど一つの理由として、PTAに責任を負わせるということは大変難しいことだということを申し上げました。これは必ずしも今現在深刻な状況で云々という、そういう話ではございません。保護者の方の合意を得る手段として、従来ですとそのPTAが主体的に調査をして、それで統合やむなしということをお願いしたわけですが、そうではなくて、今回、教育委員会が主体となって、PTAの皆様方の負担を少しでも軽くしたいということと、もう一つは、先ほど申し上げましたように、江戸川小学校の状況を見た場合に、急ぎ統合協議会をつくらざるを得ないのではないかと。そのためには、保護者の方の意思確認をただ単に統合やむなし、または反対というよりも、反対の場合にはどういう理由で反対なのか、それがどういう場で解決できるのか、そのようなところをきちんと把握した上で判断したいということで、今回このような形でとらせていただきました。

副参事（学校適正配置担当） 申しわけありません。先ほど江戸川小学校の推計値を別の資料を読んでしまいました。

まず、21年78人、それから22年が68人、それから23年度が55人、それから24年度が54人というような推計が出ております。

次長 先ほど施設課長が申し上げたことについて若干補足させていただきます。実は、耐震補強をすることによって、いわゆる震災については強い耐震性を持つ体制はとっておりますが、やはり建物の老朽化は進んでおりますので、建てて70年ということであれば、その設備関係等も含めて大規模な修繕も近々必要になってくると考えております。

菊池委員 PTAの方がいろいろ苦情を答申されていらっしゃるんですけども、私がこのいろいろな資料を拝見して最初に思いましたことが、統合が絶対必要であるという決定的な理由が、皆さん納得いかない部分があるのではないかと思います。江戸川小が150人を切ってしまうということ、これは先ほど御説明がありましたように、学校適正配置のビジョン策定時にそういうことがうたわれたということと、少人数制で教職員の人事権が東京都教育委員会にある現状の中で、新宿区が少人数制の学校を維持していくことが非常に困難であるということで、どうしても江戸川小が単独で生き残っていくのは難しい。従って合併がどうしても必要であるということです。ですからもちろん江戸川小は100年以上続いた小学校でありますし、コミュニティーに非常に溶け込んで、非常に地域の役割を果たしている現状も理解はとてできますが、どうしてもやはりいろいろな背景を見まして、また、さらに今後も入学者が減っていく傾向があると考えられますので、どうしても近くのどこかの小学校と合併しなければならない。そして、やはり幼いお子さんたちが通える距離は1キロ未満とします

と、やはりも津久戸小が最適であるという考え方で教育委員会としては動いてきたのではないかと、私は委員になったばかりで、今までの経緯をよく存じ上げませんでしたが、この膨大な資料を拝見して、父兄の皆様方の御意見も拝見した上でそのように考えております。

今までは父兄の方々の同意を前提に統合委員会を立ち上げるというならわしであったように思われますが、それでは、本当にPTAの方々にあつれきを生む、またお忙しい中に何回も集まっていたりなど、どんどん悪い方向に動いていくと思われるので、ここはもう統合は前提にしなければならないということで統合協議会を先につくって、その中で皆さんの色々な考えを練り上げていくということが正しいという流れになったのではないかと私は考えておりますけれども、いかがでしょうか。

次長 まさに委員のおっしゃるとおりです。従来から説明会等を行いましても、なかなか具体的な説明もできていませんでした。そしてPTAの方々にも御負担をかけてきました。そのような状況を踏まえ、やはり統合協議会を立ち上げることにより、PTAの方も含めまして地域の方たちの意見を伺いながら、具体的に校地の選定やどのような校舎を考えていくかなどもその協議の場では話し合えますので、従来の方針とは異なりますが、皆さんの意見を伺いながら統合協議会を立ち上げたいと考えてまいりました。

松尾委員 今回の議案ですけれども、この議案に従って統合協議会を設置したとしますが、これはこれまでの統合協議会の設置とは異なる経緯で設置された形になるかと思えます。そういった場合に、今までの統合協議会と今回議案でうたわれている統合協議会では若干性格が異なると思いますが、もう少し詳しく今後の流れをお示してください。

副参事（学校適正配置担当） 確かに今までは両校のPTAの合意がとれて、それから統合協議会を立ち上げたということで、周りからの印象からしますと、もう統合に向けて突っ走っていくようなイメージがあったかもしれません。しかし、今回は、議案の基本方針にもありますように、適正配置を円滑に進めるためということで、両校の関係者、例えば学校教育委員会や、PTAはもちろんこと、周りの関係する団体、当然地域の町会長、そういう方々が団体の代表に出ていただきます。代表が出られない場合は推薦していただくという形をとりたいと考えています。そして、このメンバーを決めるに当たっても、それぞれの関係者の御意見をお伺いしながら人数についても決めていきたいと考えております。その中で、両校の代表者の合意を図りながら進めていくというのが基本的な考え方でございます。

松尾委員 私の質問は、これまでの統合協議会とどういった違いがありますかという点です。

次長 従来の統合協議会は、それぞれのPTAの合意を得てから行うということで、統合に

についてはもう既に方針として決まって、具体的な校地や統合の時期などを決めていくような方式でした。今回は、私どもは、アンケートをとりながら合意確認という形はとらせていただきましたが、従来のやり方と異なりますので、今回の統合協議会につきましては、従来の両方とも統合が合意されたという前提のもとではなくて、その統合協議会の中で、十分その統合の時期についても議論していただきながら進めてまいりたいということであり、従来の統合協議会よりもより幅広く柔軟に対応できるような協議会をイメージしております。

羽原委員 資料の中の統合協議会の資料がありますが、四谷地区の例が出ております。しかるべき方々が委員として入ってくる。ただし、今度の場合は、例えば陳情された方、組織的な動きをしている有志の方たちが協議会に出てきて発言したりするなどのチャンスはあります。つまり、これまでと違うということは、これまでは地域なり父兄なりの合意があって話が進められる。今度の場合は、若干異議のある方も協議会へ出てこられるのか。そして具体的な対応策について、是でも非でもいろいろな広範な議論のできる舞台になるという、そういう措置は考えておいでですか。

副参事（学校適正配置担当） 従来からも、PTAの代表ということで、例えばこの四谷のPTAの会長、副会長、元PTAの役員と、その選出の幅をかなり広く持たせてございます。ですから、今回もPTAの会長さんを初め、どなたを選出するかはPTAにお任せするような形を考えています。何人出すかということがまだ決まっていませんけれども、それも相談しながらやりたいと思っていますので、当然今、有志で運動されている方も入っていただいても一向に構わないと考えています。

羽原委員 そうすると、この統合協議会という舞台では、もちろん具体的にどういう統合があり得るかということが主題になるかと思いますが、入り口としては、やはり是なり非なりの議論も前提としてできるというように考えて良いのですか。

次長 今考えているのは、統合の時期については十分協議していただきたいと考えています。ですから、統合が必要だということは、19年度の牛込の懇談会等を通しまして一定の方向性が出ていますので、その時期をどうするかというような議論になるかと思います。

副参事（学校適正配置担当） 今いろいろな御意見が出されています。直近の資料を見ますと、このアンケートの結果でも30件、私どものやり方が悪いということで、これは率直におわびをしなければならぬと思いますが、今、選択制がありますので、保護者の方は学校へ入るときに何校も見て、それで一生懸命考えてお子さんを入学させているのに、急にあっちへ行ってくれ、あるいはこっちへ行ってくれ、統合しますなどと言われると、それは困ると

というのが率直な保護者の方の御意見だと思います。そのような御意見に対してどうしたら納得していただけるのか。今後もこれからお子さんたちはどんどん入学してくるわけですから、この地域をどうしていくかということをやはり議論しなければいけない。その時期も不安な材料で、地域の方ははっきりしてもらいたいということもございますし、広く意見を交換していかなければいけないと思います。ですから、統合する方向ということだけはぶれてはいけないと思いますが、その方法など色々なことがまだ白紙の状態ですから、席に着いていただいて、そして幅広い議論をしたいと考えております。

白井委員長 確認ですが、松尾委員の質問は、統合協議会の設置について、今までとの違いはどこかという部分で、従来はそれぞれの対象校の合意もとの設置でしたが、今回の場合にはまず設置過程が違う。ただし、統合協議会の性格として統合時期をいつにするかや、新しい学校の場所など様々なことは、今まで統合協議会が決めてきましたが、今回も同じような性格を持つという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（学校適正配置担当） 同じでございます。以前も皆様の意見を聞きながら進めてきましたが、現在、説明会を重ねるごとに、統合協議会を設置すると、もう教育委員会が主導で進めていくんだ、こちらの事務局によりもう計画も全部できていて、それを押しつけるんだというような、何かそのような御心配があるのではないかと思いますけれども、そういうことはないということです。今までの統合協議会と性格の違いがあるとすればその構成員が、これから新たな牛込地区の地域に入るわけですから、そこで議論し、地域の学校関係者の方の選出のメンバーも、この案にあるようなメンバーではないかもしれません。基本的には町会やPTA、それから学校関係者の方が入ることが基本ですけれども、このような点でもここからも議論をしていかなければいけないと考えています。

次長 統合協議会について、従来と違うかというお話ですが、統合協議会の性格そのものは変わりません。ただし、今回の場合には、各PTAが統合やむなしという結論を出しているわけではございませんので、その点についてまず了解を得ながら、同じように統合協議会の協議事項を進めていきます。そのためには、先ほど来申し上げましたように、構成メンバーを含めて、従来と違ってその部分は幅広く考えていきたいと考えております。

教育長 私は事務局の統括もしていますので、今の部分で私が思っていることを述べさせていただきます。統合協議会ということで、名称は同じですが、今回つくられた経過が違うという部分があります。従来の統合協議会はその対象校の合意を前提にしていますので、統合協議会を設置したら協議事項を具体的に決めていくということになります。今回

の統合協議会については、今まではPTAの方との説明会が主だったわけですが、PTAや地域や同窓会の方々が一堂に会する、学校を支えていただいている関連ある方たちが皆そこに集まるわけですから、そこでの課題について共通の理解をしていただいて、そして適正配置の必要性についても理解を持っていただきながら、具体的には時期や様々な事項については統合協議会の決める事項ですから、一つ一つ決めていくわけです。このような協議の状況について、統合協議会があれば正しい情報が、学校の関係者、地域やこれから入学する方に提供していけるわけです。

従って統合協議会の性格は同じですが、今回このような状況の中で統合協議会を設置することによる効果として、大きく期待したいと思いますし、また、統合協議会の中で、教育委員会とここに集まっていた関係者の方が、互いの信頼をきちんと学校、子どもを中心につないでいくようなこともしていかなければいけないと思っております。松尾委員が質問された趣旨と違うかもしれませんが、従来と違うという面で、事務局として配慮しなければいけない部分としてそのようなことを考えております。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

熊谷委員 質問というよりも意見ですけれども、少し外れるかもしれませんが、私はこのように考えています。今から50年前に世界の人口は30億でした。現在67億人いる。世界では1分間に140人ずつ増えて、1日に20万人ぐらい増えている状況です。そして、確か1億4,000万人ぐらい生まれて、6,000万ぐらい亡くなり、年間8,000万人ぐらい増えている。このような状況が一方にあるわけです。日本は、御承知のように数年前に下降現象に入って、もう亡くなる方が多いですから、年間何人かずつ減っていくという状況があって、ほかの統計では、日本の人口は100年ぐらいたつと四、五千万になってしまう、今の半分以下になる。このような中で考えると、私は教育における学校の規模、適正な規模ということは非常に大事だと思っております。統廃合というよりも適正な規模を地域の中で考えていくということは、非常に重要なことだと思っております。

もう一つは、いろいろな方からの御意見を聞いていると、最近は情報公開や情報の共有などを言われていますが、これは大変いいことですが、一方で、正確な情報、いかに正確で適切な情報を共有するか、つまり、余り意思疎通がうまくいっていないような情報を共有しても混乱を招くばかりだと私は考えています。

教育委員会としては教育ビジョンに3つの柱を掲げ、生きる力をはぐくむ学校教育と、それから家庭や地域とともにすすめる教育と、もう一つの最後が、子どもがいきいき学ぶ教育

環境、適正配置はこの子どもといきいき学ぶ環境の1つです。つまり、将来の子どもたちが、現在の世界や日本の状況の中で、本当に生き生きと学べるような環境をつくっていかねばならない。私はそこが教育委員会の役割だと思っています。

そして今言ったように関係者の方が正確な情報を共有できるような場、これは統合協議会ですが、早くそのような場をつくって、今事務局はある意味ではクリアした部分から始めてもいいと言われているわけですから、本当にそこで共有できる、実りある議論を進めていただくことが私にはいいと思っています。忌憚のない意見を交換していただいて、その中のいい意味での行司役を教育委員会の事務局の方にやっていただいて、結果は将来の子どもたちが受け入れられるような結論を出していただけたらというように思います。少しずれているかもしれませんが、皆さんの合意を得られる柱をつくっていただければ意外と早く結論が出るのではないかと、このように思います。意見です。。

白井委員長 ありがとうございます。

質問だけではなく御意見でも結構ですので、各委員から承りたいと思います。

羽原委員 僕の出身した学校もなくなりまして、僕は統廃合と考えないで、新しい学校に生まれ変わったと思っていますが、その反面、いろいろ残念だなどの思いもあるし、あの地域には必要だったとか、色々なことを感じます。基本的に教育というのは、自分の子どもが今どのような環境で育っていくか、これが一番関心事であるし、また大事だと思います。ただし、教育の根幹は、やはりロマンがある、将来がある、夢がある、このようなところがどこかにきちんと踏まえていないとならない。今こうならいいなどという目先のところで考えないで、次に生まれてくる、あるいは入ってくる子どもたち、この子たちのことも十分考えないといけないと思います。自分の周辺のこと、これはもう極めて大事で、それをないがしろにしては絶対にいけないけれども、しかし、どこか先行き5年後、10年後に来る子どもたちがこのような環境でいいのかということ、これを念頭に置いてこの問題は取り組まなければいけない、僕はそう思っています。

また、私個人で言えば、自分の学校がなくなったという思いと、それから将来あるべき姿のためならということの間で、若干自分の中に齟齬を来たところがあるけれども、そこは僕らは過去に去っていく、次の世代が育ってくるということから考えれば、将来の姿というものをきちんと踏まえておく、このことが極めて大事だろうと考えます。ですから、この教育委員会の役割は、色々僕も批判しているところはありますけれども、基本的には大きいスタンスで取り組まなければいけないと思っています。

それから、この表で見ると、津久戸小学校だと199世帯で意見・要望が出てきていない方が128世帯、それから江戸川小は64世帯のうち46世帯が特に意見・要望が出ていないというこの現実、出てくる意見は大変貴重だし尊重しなければいけないが、声なき声の部分も十分推測しつつ、憶測しつつ、読み取って取り組まなければいけないだろうと思います。つまりこの問題は二者択一の問題ではないんです。善か悪かではない。協議してよりいいものに仕上げていくということは、やめるかやめないかという単純な発想ではなくて、先ほど熊谷委員が言ったように、その地域にとっての教育環境というものがどうあるべきか、このことからすると、やはり教育、教育環境も考え方、立場や見方など、色々分かれるところはあると思いますが、100点、あるいは自分の主張を100%を実現しようということはなかなか無理だと思います。ですから、よく理解し合って譲り合う形の中で、将来展望の持てるような学校をつくり上げていくというこの基本的な立場、これをぜひ共有していきたい。特に、意見を開陳されていない方々に、あるいは地域の方で発言のチャンスがなかなか持てないような立場の人、こういう方たちにも聞ける限り意見を聞きながら、それから先ほどの的確な情報をしっかりと流して判断を誤らしめないようなこと、これを是非、これまでもやってきてはいると思いますが、さらにこういう難しい局面を迎えようとしているわけですから、具体的な説明、わかりやすい説明、これを繰り返し話していただきたい。非があれば改めて、さらなるいい提案に沿って具体化していくというようなことを僕個人の考え方として一言述べさせていただきます。

白井委員長 ありがとうございます。

御意見として、松尾委員、何かありますか。

松尾委員 私も保護者のアンケートの結果等は目を通してまいりました。なかなか色々な御意見がありまして、それを自分なりに整理してまいりますと、意見の中には、そもそも適正配置の基本的な考え方に対する疑問の部分と、それから今回の経緯について、昨年来、一昨年来の流れに対する不信感という部分、さらに今後統合を進めていく上で違うやり方があり得るのではないかという提案、そのような様々な御意見に分類できると思います。その中で、適正配置の方針そのものにつきましては、先ほど質問して原理原則の部分についてお答えいただきまして、どうにかしなければならないという部分については、もうこれは議論の余地はないと思います。何人で切るかや何キロメートルで切るなどという程度問題はあるかと思いますが、しかしそれはどこかで切らなければならないという事実は頑としてありますから、そこは過去に十分考えて決まってきたものだとは私は信じております。今後状況の変化等に応

じてその変更が加わることがあり得るかと思いますが、現状まだその段階にはないのではという感じがしております。

そのような中で、今日の議案に関して申せば、これまでの方針を変えてPTAの同意がないままで統合協議会を設置しようということです。そこで、これは設置したとしても、今ここで設置しないと決めたとしても、いずれにしても現状では困難な道だと思います。これまでの経緯について問題があって、そのために問題がこじれたという部分があったとすれば、それは反省しなければいけないけれども、今ここで何を決めるべきであるかということを考えてときには、どちらをとっても棘の道で、どちらが将来につながるか、子どもたちのためになるか、そこに集約して検討しなければならないと思いました。

今回の統合協議会は今までと性格が違うわけです。性格と申しますのは、これまではPTAの同意のもとで設置されたにもかかわらず、今回はその同意がない状態で設置しようとしている、そこが違うわけです。そこで懸念といたしましては、これまでの経緯でうまくいっていない部分が恐らくあったと思いますけれども、そこで設置することを決めたとしても、果たしてうまく機能して、うまく物事が進んでいくのか。そこは色々工夫をしたり、また腹を割って話したり、人と人との関係ですから、そのところを人間関係づくりが果たしてうまくやっていけるのかということにとっても懸念を感じているところです。そのような部分について、何とか工夫をして前に進んでいけるという希望の持てるような提案になってほしいと思っています。ですから、そのあたりのビジョンも含めて事務局から御説明がいただければ、今ここで統合協議会を設置して、そして進んでいくことが子どもたちのためになると、そういう確信が持てると思いますが、意見と質問を混ぜましたけれども、よろしく願います。

副参事（学校適正配置担当） 今、松尾委員のおっしゃったように、今回PTAが自主的に結論を出す前に、事務局からこのような御提案をさせていただきました。それに対して、やはりPTAの立場からすると、私たちが合意をしていないのに勝手に決めたということで強い怒りの気持ちが込み上げてくるということが私も予測できます。それに対して、今後統合協議会を立ち上げさせていただいて、これはあくまでも今後新宿区の子どものための将来のため、今いるお子さんたちのことも守りながらそれを考えていくというスタンスは恐らく保護者の方も一緒ですので、そこで謝るべきことは謝り、それで今後統合協議会立ち上げに当たって誠心誠意話を聞きながら、共通理解を持って子どもたちのために努力してまいりたいと考えております。ですから、何とぞ決めていただきまして、今後どちらをとっても棘の道と

ということでしたが、1歩でも2歩でも前へ進んで新しい問題解決に向かって邁進したいと考えております。

次長 今、担当副参事が申し上げたとおりですが、実際にこの牛込A地区について、本当に長い目を見た場合に、先ほど来お話がありましたように人口減少時代に入っている中で、本当にこの地区の子どもたちにとって生き生きと学べるという大きな意味での環境を整備するということが私どもの望みでございます。その意味でも統合協議会という皆様方が共通に集まる場できちんとした情報を伝えながら、やはり大きな意味で同じ方向で牛込地区の教育環境がより良くなるように努力してまいりたいと思っています。

熊谷委員 設置の方向に動きそうですけれども、私が申し上げたのは、松尾委員が言われたように、もし棘の道を歩むようだったらば設置する必要はないと思います。そうではなくて、これを設置することによって、今までのような結論ありきの議論はやめる。結論が出ないような議論もやめる。皆さんがある目標に向かって、時間がかかるかもしれませんが、十分に正確な情報を共有でき、正しい議論を詰めていただいて結論を出すんだということ。私はそれができるような場をつくっていただくことが一番大切だと思っています。従って、その場がたまたま統合協議会になる分には全く問題ないですけれども、統合がまずありきとか、あるいは何かがありきということで始めると、今までと同じような疑心暗鬼がどこかで生まれますから、そこで幾ら話し合っても合意のできない部分というのは、恐らく色々な事情により生じると思います。しかし、それは話し合うことが大事であって、皆が同じような、同じ色になって物事が進むわけはありません。いろいろな色はついているけれども、総合的に子どもたちにとってすばらしい様々な場面にも対応できるような生き生きとした学校環境はこれだというものを是非つくっていただいて、教育委員会、保護者、あるいは地域の方など、どちらかという大人の影響が子どもに及ぶような、そういうことだけは私はやめてほしいと考えます。そのような人たちが温かく見守って、純粋な子どもたちが将来生き生きと育つような議論と結論を出していただきたい。少し抽象的ですが、私はこれが一番大事だと思っていますので、もしつくっても棘の道のような厳しいものであれば、私はつくらないほうがいいと、そう考えます。

副参事(学校適正配置担当) 今おっしゃられたように、これから統合協議会が立ち上がりますと、基礎的なデータは全てその中でお出しします。そのデータによって統合協議会も1年、2年、年数がかかるわけですので、その中で社会情勢の変化などにより変更が余儀なくされる場合もあると思います。そのようなときは、やはりデータをオープンにして、統合あ

りきとか、どうしてもこれをやらなきゃいけないとか、そういうものにとらわれず途中で方向転換をすることも、もうこの時代、一寸先はどうなるかわからないような時代ですので、その都度リアルタイムで皆さんと協議しながら進めていくというような姿勢で臨んでいきたいと思っております。

白井委員長 先ほど菊池委員には御意見を聞きましたけれども、補足するような御意見がありましたらどうぞ。

菊池委員 今流れが変わったかなと思いましたが、私は先ほど申し上げましたように、やはり子どもの数が少ない江戸川小にはもう統廃合の対象になることを前提にことが進んでいくのだろうと私は理解しております。それは諸事情のためにやむを得ないということ、私が最初にそれをなかなか理解できなかったのも、もちろん江戸川小の御関連の方、御父兄の方たちや卒業生の方が納得されないのはとても理解できます。しかし、時代の流れや、仕方の無いということと、むしろ統合することによって前向きに、もっとより良い教育のありようを皆で検討する。私の子どもたちは津久戸小でしたし、津久戸小が消えるのは寂しいですけども、もっと良いすばらしい校舎をつくったり、新しい世界に対応できるような子どもたちをはぐくんでいく場を、今までの過去の形にとらわれずに、これからの新しい教育の一つのモデル校になれるような前向きな考え方を持って統廃合していくという考え方で納得できるのではないかと私は納得しました。

熊谷委員がおっしゃったように、やはり子どもたちを豊かに育てていくというその希望のあるビジョンと言えるものを目標に掲げて、皆さんのいろんな御意見はあるのは当然わかりますけれども、私個人としては、もう少し前向きに、もう統廃合するんだと決めて、もっとよりよい学校をつくり、そしてコミュニティーとも積極的にかかわっていくような仕組みをこの統合協議会で皆さんで協議して、前向きにとらえてつくっていったらどうかというように今回いろいろな資料を拝見して思った次第です。

白井委員長 松尾委員が先ほど統合協議会について御質問したかったのは、多分陳情等で色々出ている方たちの御意見が、統合協議会の中できちんと反映できるような運営ができるのかというようなことでした。それに対して明確なお答えが無かったような感じですのでお答えいただければと思います。

次長 方法論等はいろいろございますが、統合協議会自体は、私どもが考えているのは、津久戸小学校それから江戸川小学校の学区域、その学区域が江戸川小の事情を含めて、2つの学区域の中で新しい学校をつくるんだという観点で進めていきたいと思っておりますので、先

ほど来のいろいろ御意見をいただいている部分についても、統合協議会の場を使ってお話し合いを進めていきたいということで、十分にその機能を果たせるのではないかと考えております。

松尾委員 その場合には、仮に統合して新校ができた場合には、やはり地域の方々とうまく連携をとって、保護者、P T A、それから教職員の皆様と力を合わせて子どもたちを育てていくという観点がとても大事なはずです。それが仮にゴールだったとしますと、そのゴールに向かってどのように歩いていけるのかという部分がなかなか見えてこない感じがします。今現状で、保護者同士の摩擦、あるいはその地域の皆さんとそれから保護者の間でなかなか話がうまくいかないなどということが起きたり、あるいは続いていったりすると、仮に新校ができたとしてもうまく機能しないのではないかとという懸念を持っています。ゴールに向けてどのような手段をとって話を進めていくのが最も望ましいかという観点で議論すべきところだと思うわけです。

ですから、今日の議案で提案されている統合協議会の設置の後もっと具体的にどのようにすればその道筋がつけられるのか。先ほどからのお答えは、統合協議会の中で話し合っていますというお答えでしたけれども、それでは今までと同じではないかという気もします。つまり、今までP T Aにお願いをしてP T A主導でということで話を進めてきたけれども、それがうまくいかなかった。今回、範囲を広げて地域の方と元P T Aの方、同窓会の方など範囲を広げていることによってそれを解決しようというお話だと思いますけれども、それがその同じ轍を踏まない保証は今のところ僕にはないように思うのです。どんな形で統合協議会を設置して、どんな形で運営していったら、そうしたらそのゴールに向かっていい形で進められるのかという具体的なお話を私は聞きたいと思います。

次長 統合協議会の前段階で、P T Aの皆様方に統合やむなしという御意見をいただきたいと今まで進めてきたわけですが、そのときにどうしても私ども大きな壁になっているのは、具体的にどういう学校をどういう方法でつくっていくかということは提示できないということです。なぜ提示できないかというと、今までのやり方では全て統合協議会で協議しますという言い方をしています。そこをまずクリアするためには、統合協議会のつくりは従来と余り変わらないかもしれませんが、ここの地区について具体的にどんな学校をつくるのか、また校地はどうするのかなど、本当に具体的な話に踏み込んで皆様方とお話をしたい。そのためには、両校の関係者がいる中で正確な情報を出して、そして協議していただきたいと、このように考えております。

羽原委員 今回の回答でわからなくはないのですが、元に戻るようで恐縮ですが、この統合協議会がこれまでのものと若干違うということ踏まえなければやはりまずいと思います。地域の方が納得できる前提、これは統合協議会をつくった後はお任せ、あるいは直ぐに時期を決めるあるいは校地を決めるなど、その論議も必要だけれども、前提としてやはり声なき声、声ある声、これを十分踏まえながら進めるということが大切です。従来はPTAという一つの組織の意向が一本化できたからいいけれども、そうではないところでスタートするから、直ちにもう校名を決める、記念品を決める、時期を決めるなどでしたが、そのような問題の前に、やはりもう一回いろいろな話ができるような場にしていこうということが大前提です。その前提の上に立って具体的な話を譲り合いながら進めていく。僕が最初に聞いたのは、協議会に反対された方々も意見が出せますかというのはそのことなわけです。反対の声がその場の議論の中にある。あるいはその方々たちに納得してもらえ、つまりもう少しとスパンの長い教育という目を持ってもらえば、また別の考え方が出てくることもある。その辺を、このようなメンバーで、このような議論のステップを前提として、こういうところは踏まえていくなどのスタートにあたっての哲学、これをきちんと持ってもらわないと、設置後は直ぐに色々ときめていくようなことは決してプラスにはならないと思います。一定の時間に一定の結論を出したいというのなら、それはその中でやはり誠意ある意見交換、反対の中にも何か納得してくれるようなことが出てくるのかどうか、それを前向きに長いスパンで考えていくという基本姿勢を是非望みます。そこは従来の統合協議会とは違うんだと注文したいと思います。

次長 今、委員おっしゃるとおりでございます。先ほど来から申し上げている従来の協議会との違いは、その合意形成についても、統合協議会の中でしっかりと私どもの情報も当然提供しながらその合意形成を目指して、そこからまた従来の協議会が予定しています案件、課題、そういったものを詰めていくというような形に当然なっていかなければならないと思っています。

白井委員長 その辺について、教育長から何か御意見がありましたらお願いします。

教育長 統合については、これまで第七次まで進んできましたが、それぞれのところでそれぞれの経過がありました。結果として本当にPTA、地域の方々、そして教育委員会とが一体となって困難を乗り越えて統合新校をつくってきたのではないかと考えております。統合ということ抜きにすれば、本当にPTAの方々、地域の方々、学校、子どものためにということで、教育委員会はいい関係でこれまでやらせていただいていたのではないかと考えて

おります。

従いまして、今回、本当にさまざまな御意見をいただいて、事務局の説明の会の持ち方、進め方などにつきまして、本当に反省をしなければいけないし、12日に説明会を予定しており、そこでお詫びもしていきたいと思っております。やはりもう一度原点に戻って、子どもたちのために、学校を将来どうより良く発展していくのかという観点でどう教育環境を整えていくのかということを中心に、PTAの皆様が様々な御意見があるということは、本当にこれまでの経過、今回の御意見の集約の中でわかっているところでございますが、そこに地域やさまざまな関係者の方にも入っていただいて、統合協議会をそういう共通の展望を切り開けるような協議ができるような場にしていかなければいけないと思っております。

松尾委員が先ほど、統合協議会を設けても、新校を設けても、PTAや地域から余り歓迎されないような、納得されないような統合新校をつくっては仕方がないというお話がありました。そんな話は決してない、そんなことはあってはならないと思っております。ですから、今回の統合協議会は、スタートラインの中できちんと協議の土台を築くことが本当に第一の課題だと思っておりますが、そこをきちんと時間をかけて私たちも誠実に対応させていただき、そして統合協議会がその後協議に進んでいく、そのようなイメージを持っておりますので、今日、様々な御意見いただきましたし、先日は文教委員会での陳情審査などで様々な御意見をいただいておりますので、その辺を踏まえて対応していきたいと思っております。

白井委員長 本議案については、皆様から一通り御意見を頂戴いたしましたけれども、まだ御意見や質問したいことなどありますでしょうか。

菊池委員 統合協議会は、統合がありきではない協議会ということで理解してよろしいのですか。

次長 合意形成が十分でなければ、まずその合意形成を図って、それから従来からの統合協議会の形態の課題を詰めていくところでございますので、統合を目指す方向性というのは確かにあります。ただし、その合意を十分に得られるかどうか、その判断がなければ次の段階へ進められないということは考えていきたいと思っております。

菊池委員 では、統合ありきでスタートするわけではない、決定ではない、決定だからつくられた審議会ではないということですか、くどいようすけれども。

次長 繰り返しになりますけれども、従来、この基本計画の方針を出すときには、統合します、そして統合協議会を設置しますという構成でつくっていたわけですが、その統合しますという文言を今回外しています。それはやはり統合協議会で、その場で合意形成を進めてい

くという趣旨でございます。

菊池委員 わかりました。ありがとうございます。

白井委員長 ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、議案第52号の討論及び質疑並びに報告3の質疑を終了いたします。

議案第52号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第52号は原案のとおり決定いたしました。

議案第53号 平成22年度新宿区立幼稚園及び子ども園の学級編制方針の一部変更について

白井委員長 次に、「日程第4 議案第53号 平成22年度新宿区立幼稚園及び子ども園の学級編制方針の一部変更について」を議題とします。

説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 では、第53号議案について御説明します。

平成22年度新宿区立幼稚園及び子ども園の学級編制方針の一部変更についてです。この学級編制方針については、本年9月4日第9回定例会において議決されておりますが、4歳児の募集について改正が必要と認められる状況が生じたため一部変更するものです。新旧対照表をご覧ください。12名未満の園では学級編制を行わない原則ですが、ただし書きで、3歳児保育実施園、四谷子ども園、あいじつ子ども園を除いております。そこに津久戸幼稚園及び落合第五幼稚園を加えるものでございます。

学校運営課長 補足説明をさせていただきます。

4歳児の募集に関しましては、これまで応募者が12名未満の園につきましては学級編制を行わないということで方針を定めておりました。ただし、3歳児保育実施園、これは今現在13園ございますが、それから来年度、四谷子ども園とあいじつ子ども園の各子ども園につきましては、下からの進級児がいることから、この規定を適用しないものとしていたものでございます。今回は、新たに津久戸幼稚園と落合第五幼稚園につきまして、この4歳児の12名未満の園に対する規定の適用を除外するというものでございます。

変更の理由でございますが、まず、津久戸幼稚園につきましては、先ほどの52号の御審議の際にも説明を若干させていただいた部分もありますが、小学校に併設する幼稚園に関しま

しては、小学校の適正配置に連動して適正配置を進めるということが現実的であります。教育ビジョンの中にも、幼稚園の適正配置の推進として小学校の適正配置計画あるいは子ども園化の推進、こういったものを見ながら進めていくということになっております。先ほどの第八次の学校適正配置計画の基本方針に基づきまして、今後、津久戸小学校と江戸川小学校において統合協議会が設置され、協議が進められていくことから、津久戸小学校に併設する津久戸幼稚園については、来年度、22年度に関して学級を編制するものでございます。

次に、落合第五幼稚園でございますが、こちらにつきましては、待機児童解消の緊急対策の一環といたしまして、平成21年12月1日から平成24年3月末までの間、落合第五幼稚園内に保育ルームを設置するというものでございます。この間、園内でこれまで使用できた保育室等若干の制約が生じます。未就園児の親子の集いの場も場所を変更して実施するなど、在園児童あるいは保護者の方にも御協力をいただきまして実施するものでございますが、この間の安定した園運営を確保するためということで、来年度に関して学級を編制するという考えで今回の変更を行うものでございます。

説明は以上です。

白井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問、どうぞ。

羽原委員 先ほど話題になった津久戸幼稚園、4歳児の応募者が12名未満の園では4歳児の学級編制は行わない。しかし、幾つかの例外の中に津久戸幼稚園は入っている。先程のような不安要素は無くてよかったのではないかという感想です。

学校運営課長 今回の学級編制方針の変更につきましては、先ほど羽原委員から御質問がございましたように、今回の第八次の適正配置の基本方針に連動した形の対応でございます。学級編制方針を適用しない場合には、条件等が必要となってくるわけでございますが、これまでの適正配置計画、例えば直近で申し上げますと、第六次のものとして、四谷地域における四谷第一、第三、第四の適正配置の結果として四谷子ども園が誕生したわけでございますが、この間の対応といたしましても、幼稚園をこの編制基準から適用を除外したということがございまして、今回も準じて行うものでございます。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありませんでしょうか。

松尾委員 今回は津久戸幼稚園並びに落合第五幼稚園ということですが、それ以外の幼稚園については、現状ではそのような措置を行う必要はないという理解でよろしいですか。

学校運営課長 今、御指摘のとおり、他の4歳児園に関しましては、これまでどおりの学級編制基準を適用するというものでございます。

白井委員長 よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第53号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第53号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

報告1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行について

報告2 平成21年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1及び報告2について一括して説明を受け質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 報告1ですが、新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行についてでございます。去る11月25日開催の平成21年新宿区教育委員会第11回臨時会において議決した新宿区教育委員会の権限に属する事務について臨時代理を指示しておりますが、それにつきまして、この下記に記載のとおり、新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則及び新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、臨時代理の指示を受けた内容に付された条件が平成21年11月30日に成就いたしましたので、その臨時代理を行ったものでございます。

臨時代理を行った日は平成21年11月30日でございます。

内容につきましては、別添のとおり規則がついてございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上です。

次長 第4回の新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨につきまして御説明申し上げます。

まず、今回の代表質問につきましては9件、それから一般質問は2件、計11件教育委員会に対しての質問がございました。主なものとしましては、教育ビジョンに関するもの、それ

から小中一貫連携教育に関するもの、それから区立幼稚園について、英語教育について、学校評価等についてでございます。このお手元の資料に基づきまして、簡略して御説明させていただきます。

まず最初に、一般質問としまして、えのき議員でございます。

子どもを取り巻く環境についてということで、(2)をご覧いただきたいと思います。携帯電話の利用に伴うトラブルや被害が社会問題化している。児童・生徒や保護者への指導・啓発の徹底についてどのように取り組んでいくかということでございます。

答弁ですが、学校には携帯電話を持ってこさせないという基本的な指導方針はある。携帯電話の利用にかかわる事故防止の指導・啓発を行っているということでございます。

続きまして、次のページでございます。自由民主党からの代表質問、ひやま議員でございます。

子どもの居場所づくりにつきまして、(1)を見ていただきたいと思います。放課後子どもひろばについて、教育効果の面ではどうなのかということでございます。

答弁としましては、放課後子どもひろばでは、学びの活動により、宿題を忘れる児童が減っていると聞いている。また、校庭などで1年生から6年生までが遊びの時間を共有することで、高学年にとっては思いやりやいたわりの気持ち、低学年にとっては上級生への信頼感が生まれるという効果があるということで答弁させていただいています。

次の3ページでございます。教育ビジョンに関してということで、「学校の経営力の強化」と「教員授業力の向上」についての質問でございます。

答弁ですが、教育委員会では、学校の経営力の強化を図るために、校長の裁量で使用することができる一定額の予算を確保し、校長が地域の特性や学校の実態を踏まえた教育活動を行えるようにしています。このような形で校長の経営力強化のための支援をしております。また、授業力向上については、校内の先輩のすぐれた授業を参観したり授業公開する等、研修を通して資質向上を図ったりすることが大変重要である。退職校長である授業改善推進員が、若手教員の授業力向上のために実践的な指導を行う取り組みについても継続してまいります。

次に、一般質問のおぐら議員ですが、学校評価についての質問でございます。外部評価者に対する情報提供や学校公開のあり方についての質問でございます。

答弁としましては、学校評価においては、評価者が学校評価について理解するとともに、学校の課題を共有し、課題解決に向けて連携協力することが大切であると認識しております。

続きまして、公明党の代表質問でございます。

がん教育の推進について、答弁は、学校では中学校3年生の理科で細胞の分裂を成長と関連づけてもらえる学習や、遺伝の規則性や遺伝子についての学習を行う。また、保健の学習では、同じく中学3年生で、生活習慣病の一つとしてがんを取り上げ、がん発生の仕組みや予防法などの学習を行うということで答弁させていただいています。

次に連携教育の推進についてでございます。英語学習について、小中連携カリキュラムを使用して今後どのような連携を考えているか。それから、今後の適正配置の計画の中で、小中一貫校という新しい教育モデルを実現することをぜひ検討していただきたいという御質問でございます。

答弁としましては、小学校の外国語活動による英語学習を中学校へ円滑に接続するために、教材や指導方法を検討し、年間の教育計画を示したものが「新宿区立小中英語連携カリキュラム」であります。英語連携カリキュラムの理解と促進を図るために、小中合同の研修会を実施するとともに、相互の授業研究の機会を継続的に持つことにより、小・中学校の教員がともに学ぶ機会を設けていきます。次に公立学校における小中一貫校は、施設面では施設一体型や施設分離型のほか、地域ブロックごとに小中一貫校を指定する場合など、全国さまざまな形態で進められています。こうした先進自治体の事例の情報や成果を研究し、より良い教育環境づくりを目指す学校適正配置の機会をとらえ、ソフトとハードの両面から学校教育の新たなモデルについて検討してまいります。

それから、次に学校の多忙感についての御質問がございました。

答弁は、教育委員会では、より良い教育の実践のためには、教員が子どもと向き合う時間を確保することが大切であると考えているので、学校現場が教育活動に専念できる環境を整えてまいります。

次に、日本共産党からの代表質問でございます。多文化共生と外国から来た子どもたちへの支援について、外国人の子どもの就学問題についての御質問でございます。

答弁としましては、外国人の子どもたちにも教育を受ける機会を保障することは重要であり、区内に居住する外国人児童・生徒が国籍を問わず学校教育を受けられるよう、就学に関する情報を提供することが肝要と考えております。

続きまして、区立幼稚園の存続と充実について、休学級、休園に対する考え方、それから区立幼稚園の3歳児保育実施園の拡大についての御質問でございます。

答弁ですが、現在の編制基準である12名は平成16年度から適用しており、毎年度入園を希

望する保護者には募集案内を通して説明をしています。効果的、効率的な幼稚園運営のために、学級編制基準は必要なものと考えています。

平成22年度の3歳児の新入園児募集では、7園で抽選が行われ、4園で欠員が出ている状況です。今後の3歳児保育と預かり保育については、応募状況の地域偏差や実施園の配置バランスに留意しながら、幼稚園の適正規模・適正配置とともに、保護者が個々のニーズに応じて選択できる多様なスタイルの「子ども園」の地域展開の中で検討してまいります。

続きまして、民主党の代表質問でございます。

「教育課程特例校」申請について、本区英語教育の充実のためにという質問でございます。

答弁でございますが、区立小学校では、平成14年度から全校において英語活動を実施しており、当初から小学校段階では、外国語の持つ音声やリズムになれ親しませるために「聞く」「話す」を中心にした指導を重視して行ってきました。区立中学校の英語では、小学校の英語活動との連携を踏まえた指導を推進しており、授業のほとんどが英語で進められています。今後も現行の教育課程の中で小中連携を進め、より一層の英語教育の充実を目指していきます。

次に花マルクラブの代表質問でございます。

教育委員会へお尋ねするということで、幼稚園家庭にとっては、給食や預かり保育の要求が強いと思うが、どう考えているかという御質問でございます。

答弁ですが、毎年度要望が出されている区立幼稚園における給食や預かり保育に関しては、今後、多様なスタイルの子ども園の地域展開を検討する中で考えてまいります、このような答弁をさせていただきました。

以上でございます。

白井委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問がある方はどうぞ。

御意見、御質問、よろしいでしょうか。

では報告2について、御意見、御質問がある方はどうぞ。

御意見、御質問、よろしいでしょうか。

#### 報告4 その他

白井委員長 御意見、御質問がなければ、本日の日程で報告4、その他となっておりますが、事務局からの報告事項はありますか。

教育政策課長 特にございません。

閉 会

白井委員長 それでは、報告事項は以上で終了いたします。

以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 4時06分閉会